

令和6年度 児童生徒の問題行動・不登校等調査に係る伊勢原市の結果について

伊勢原市教育委員会

文部科学省が「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」〔※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、また、神奈川県教育委員会が「令和6年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」〔※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）〕について、調査結果を公表しました。伊勢原市の調査結果（概要）は次のとおりです。※教育指導課・教育センター調べ

1 調査対象

伊勢原市立小中学校（小学校10校、中学校4校）

2 調査期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

3 主な調査内容

- I 暴力行為の状況
- II いじめの状況
- III 不登校の状況

4 主な調査結果

項目	令和6年度				令和5年度				令和4年度			
	小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計		小学校	中学校	小中合計	
			1,000人あたり				1,000人あたり				1,000人あたり	
暴力行為の発生件数	108	20	128	18.7	72	23	95	13.7	16	18	34	4.9
（前年度比較増減）	36	-3	33	4.9	56	5	61	8.9	15	17	32	4.6
中地区	338	168	506	12.9	429	238	667	16.6	297	180	477	11.7
神奈川県	10,895	3,247	14,142	22.9	8,617	2,800	11,417	18.1	6,712	2,526	9,238	14.5
全国	82,997	40,039	123,036	13.4	70,009	33,617	103,626	11.3	61,445	29,699	91,144	9.9
いじめの認知件数	331	114	445	64.9	401	119	520	75.2	364	63	427	61.0
（前年度比較増減）	-70	-5	-75	-10.3	37	56	93	14.2	54	9	63	10.2
中地区	5,200	908	6,108	155.8	5,094	794	5,888	146.8	5,468	683	6,151	150.7
神奈川県	41,685	8,785	50,470	81.7	36,885	7,058	43,943	69.8	25,770	4,822	30,592	47.9
全国	610,612	135,865	746,477	81.3	588,930	122,703	711,633	77.5	551,944	111,404	663,348	72.3
不登校児童生徒数	107	188	295	43.1	94	141	235	34.0	82	113	195	27.9
（前年度比較増減）	13	47	60	9.1	12	28	40	6.1	35	25	60	9.1
中地区	623	887	1,510	38.5	612	827	1,439	35.9	532	800	1,332	32.6
神奈川県	10,192	14,058	24,250	39.3	9,590	14,003	23,593	37.5	7,987	12,306	20,293	31.8
全国	137,704	216,266	353,970	38.6	130,370	216,112	346,482	37.2	105,112	193,936	299,048	31.7

*「1,000人あたり」とは、児童生徒1,000人あたりの発生数

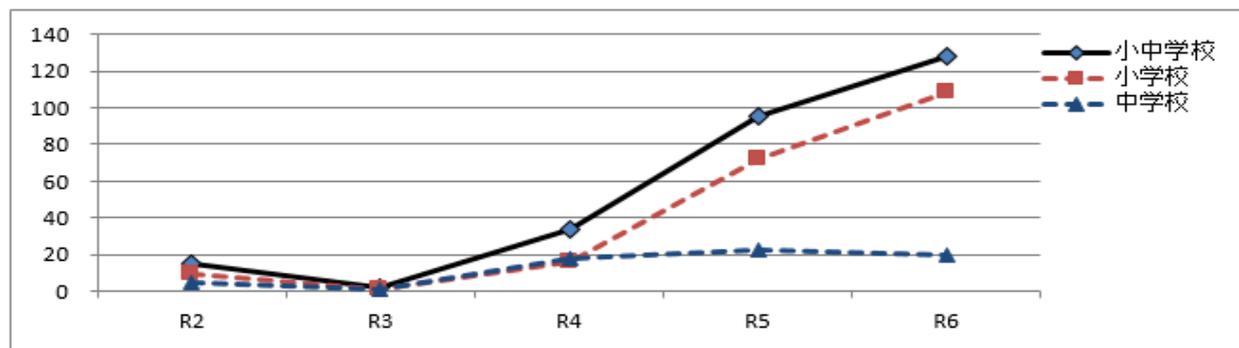
*「中地区」とは、平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

*全国は国公立小中学校、義務教育学校及び中等教育学校で、他は公立小中学校のデータ（県データは県立中等教育学校を除く）

■ 詳細は次頁以降のとおり。「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国による定義はP8以降に記載。

I 暴力行為の状況

■暴力行為の発生件数の推移【件数】



	R2	R3	R4	R5	R6
小中学校	15	2	34	95	128
小学校	10	1	16	72	108
中学校	5	1	18	23	20

- 暴力行為の発生件数は、前年度より33件増加し小中学校の合計は128件でした。暴力行為の発生件数増加の要因としては、教職員がいじめを見逃さずに認知し、きめ細かく対応していること、また、学業の不振や人間関係づくり等のストレスや葛藤、家庭や生活環境などの不安や悩み等が考えられます。
- 小学校ではどの学年においても暴力行為が発生していますが、特に1年生で発生件数が多く、就学に伴う生活環境や学習環境、友人関係の変化等「小1プロブレム」も影響していると考えられます。中学校も同様に「中1ギャップ」も影響しているためか1年生で暴力行為が多く発生しています。環境の変化によるストレスや葛藤、不安等から抑えきれない感情が暴力行為として表出していると考えられます。
- 暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではなく、毅然とした対応が重要です。暴力行為を繰り返してしまう児童生徒には、家庭・地域・学校・関係機関が協働、連携し、児童生徒の背景に目を向け、適切に指導・支援を行うことが大切です。その上で、学校においては、道徳教育や人権教育、情報モラル教育等を中心に、人への思いやり、助け合いの心、コミュニケーション力の育成等について指導・支援を継続して行っていくことが重要です。

■形態別の発生件数の推移【件数】

小学校

	R2	R3	R4	R5	R6
対教師暴力	0	0	3	12	5
生徒間暴力	6	1	10	57	85
対人暴力	3	0	0	0	0
器物損壊	1	0	3	3	18
計	10	1	16	72	108

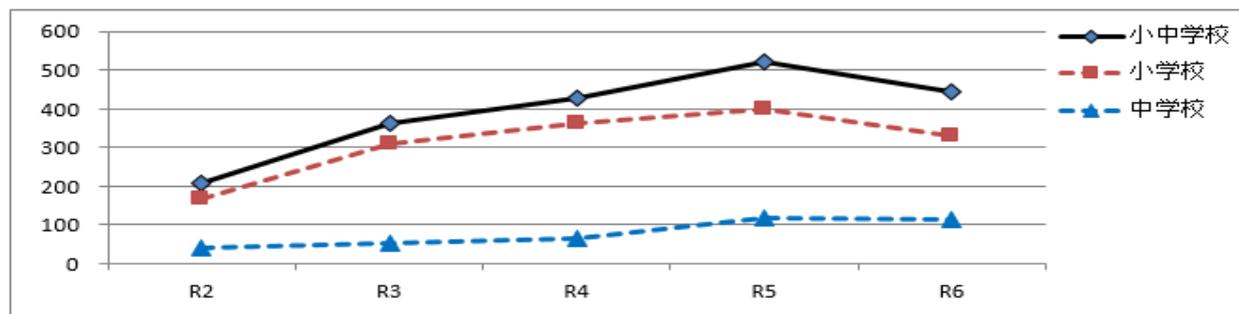
中学校

	R2	R3	R4	R5	R6
対教師暴力	0	0	1	4	1
生徒間暴力	3	1	16	19	19
対人暴力	0	0	0	0	0
器物損壊	2	0	1	0	0
計	5	1	18	23	20

- 形態別では、小学校での器物破損が昨年度と比較すると6倍の18件となりました。人が大切にしているものを傷ついたり壊したりする行為は、人に対しての暴力と同じく人の心を傷つける行為です。また、学校の設備や物を傷つける、壊すという行為がたとえふざけの延長であっても見逃すことなく毅然と対応しなければなりません。このことについても道徳教育等を通じて、コミュニケーション力の育成や人や物を大切にする思いやりの心を育てるよう指導・支援を継続的に行っていくことが重要です。

II いじめの状況

■いじめの認知件数の推移【件数】



	R2	R3	R4	R5	R6
小中学校	209	364	427	520	445
小学校	167	310	364	401	331
中学校	42	54	63	119	114

- いじめの認知件数は、前年度より75件減少し小中学校の合計は445件でした。減少した要因として、意図的ないじめは何かあってもしてはいけないということや、いじめの傍観者になることなく全員でいじめをなくすということなど、学校・家庭・地域でいじめに関する指導・支援を重ねてきたことで、いじめの認知件数が減少したと考えられます。
- しかしながら、多くの児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実です。学校では、年間を通じての複数回のアンケート調査や面談を実施するなどして、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに、日頃から児童生徒が「困った、助けて」とSOSを安心して発信することができる雰囲気づくり、いじめは許さないという風土の醸成が重要です。学校のいじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員がいじめの定義を理解し、迅速な初期対応や、ねばり強い指導・支援を行っていく必要があります。

■いじめの態様別認知件数の推移【件数】

年度	R2		R3		R4		R5		R6	
	小学校	中学校								
小中のいじめの件数合計	209		364		427		520		445	
いじめの件数	167	42	310	54	364	63	401	119	331	114
態様の合計	175	45	326	54	380	64	425	125	450	115
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	67	25	150	23	177	34	135	56	132	48
仲間はずれ、集団による無視をされる。	25	4	28	1	30	4	40	14	30	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	19	3	54	1	96	8	88	11	69	16
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	15	1	20	0	12	5	46	11	40	16
金品をたかられる。	4	0	2	0	2	1	1	1	4	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	15	2	19	3	14	6	37	10	20	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	19	4	13	15	35	0	59	7	136	10
パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。	6	6	6	11	4	5	16	15	8	12
その他	5	0	34	0	10	1	8	0	11	0

- いじめの態様別では、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」が例年と同様に多いことに加え、小学校において「嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたり、させられたりする。」が136件と急激に増加しています。暴力行為に通ずることとして、たとえふざけの延長であってもいじめを見逃さずに学校が把握に努めた結果ともとらえることができます。一方で、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。」は減少しているものの、これは、学校による把握が困難であるためかもしれません。今後も、SNS等の正しい利用の仕方

等、情報モラル教育の更なる推進と適切なスマートフォン等の利用について、家庭と共通理解を図っていくことが重要であると考えます。

- なお、学校では以下の点に留意し、いじめの対応に取り組んでいます。
 - ・ いじめはどの児童生徒が被害者にも加害者にもなり得るものであり、問題を見逃さずに対応すること。
 - ・ 保護者を含め、被害側と加害側の間で認識にズレが生じないよう早い段階で学校が間に入り、複数人（チーム）で対応すること。
 - ・ 加害者を特定しにくいケースでも教職員は被害側に寄り添い、できる限りの対応に努めること。
 - ・ いじめが解消した後も見守りと支援を継続的に行うこと。
 - ・ いじめの内容によっては犯罪行為ととらえ、警察と連携しながらいじめの解決を図ること。

■いじめの現在の状況【件数】

区分	解消しているもの (R7.8.15現在)		解消に向けて取組中 (R7.8.15現在)		その他		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小学校	324	97.9%	7	2.1%	0	0.0%	331	100.0%
中学校	113	99.1%	1	0.9%	0	0.0%	114	100.0%
計	437	98.2%	8	1.8%	0	0.0%	445	100.0%

- 令和7年8月時点で、令和6年度のいじめのほとんどが解消につながっています。学校では認知したいじめに対して速やかに指導・支援を行い、一定の解消後も継続的な指導・支援に努めています。一方で、小中学校併せて8件のいじめが解決に向けて取り組み中であるという事実に向け、学校は、いじめの解決に向けた丁寧な指導・支援を引き続き行っていく必要があります。

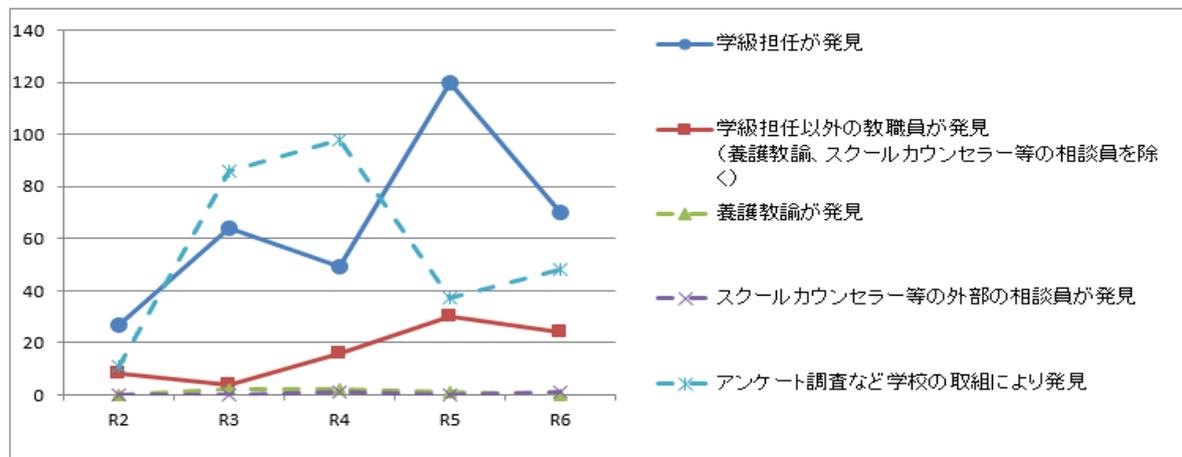
■いじめに対する日常の取組【校数】 ※このアンケートは各学校からの回答を基に作成しています 複数回答可

区分	小学校		中学校		計	
	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)	校数(校)	構成比(%)
職員会議等を通じて、いじめ問題に関して教職員間で共通理解を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した	6	60.0%	2	50.0%	8	57.1%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った	9	90.0%	4	100.0%	13	92.9%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めた	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた	3	30.0%	1	25.0%	4	28.6%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力の対応を図った	6	60.0%	4	100.0%	10	71.4%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した	8	80.0%	2	50.0%	10	71.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%
いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を招集した	10	100.0%	4	100.0%	14	100.0%

- 学校では、いじめの未然防止、早期発見・対応・解消、解消後の見守り活動など、日頃から様々な取組を行っています。また、必要に応じてスクールカウンセラー、相談員、児童相談所、警察等様々な関係機関とも連携を図っています。
- 学校は、PTAや学校運営協議会、地域、関係機関と更なる連携を図り、児童生徒が安心して生活できる体制づくりを推進していくことが重要です。

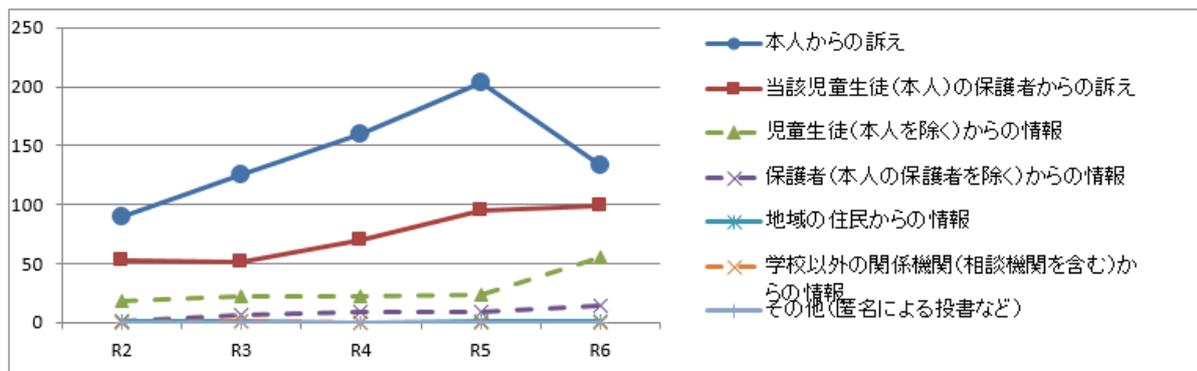
■いじめ発見のきっかけの推移【件数】

<学校の教職員が発見>



学校の教職員が発見	R2	R3	R4	R5	R6
学級担任が発見	27	64	49	120	70
学級担任以外の教職員が発見 (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	8	4	16	30	24
養護教諭が発見	0	2	2	1	0
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	0	0	1	0	1
アンケート調査など学校の取組により発見	11	86	98	37	48

<学校の教職員以外からの情報により発見>

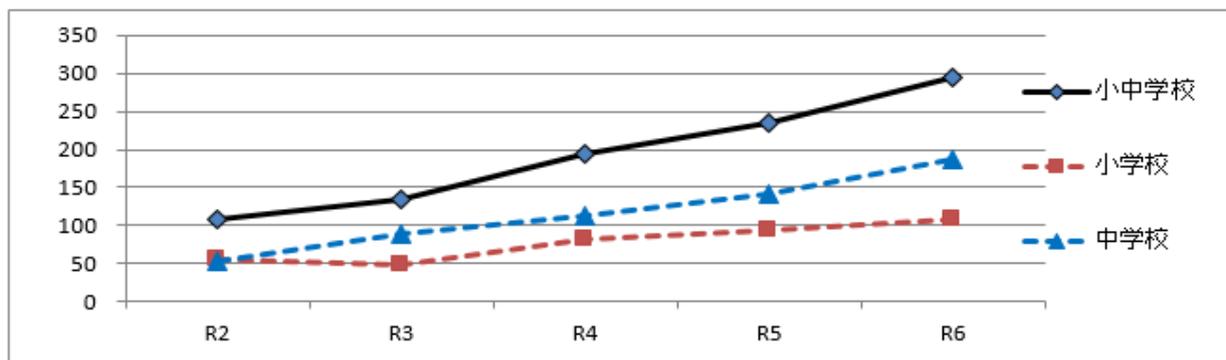


学校の教職員以外からの情報により発見	R2	R3	R4	R5	R6
本人からの訴え	90	125	160	203	133
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	53	52	70	95	99
児童生徒(本人を除く)からの情報	18	22	22	24	55
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	7	9	9	14
地域の住民からの情報	1	1	0	1	1
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	1	0	0	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0	0

- 児童生徒(本人を除く)からの情報でいじめの発見につながった件数が増加しています。意図的ないじめは何かあってもしてはいけないことであるという認識が児童生徒に根付いてきていると考えることができます。また、傍観者であってはならないという認識も55件という数値につながっていると考えられます。
- アンケート調査などの取組によるいじめの発見件数は昨年度か11件増加しました。教育相談とともに、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えることが早期発見・早期対応につながるととらえ引き続き取り組んでいくことが重要です。

Ⅲ 不登校の状況

■不登校の児童生徒数の推移（伊勢原市立小中学校）【人数】



	R2	R3	R4	R5	R6
小中学校	107	135	195	235	295
小学校	55	47	82	94	107
中学校	52	88	113	141	188

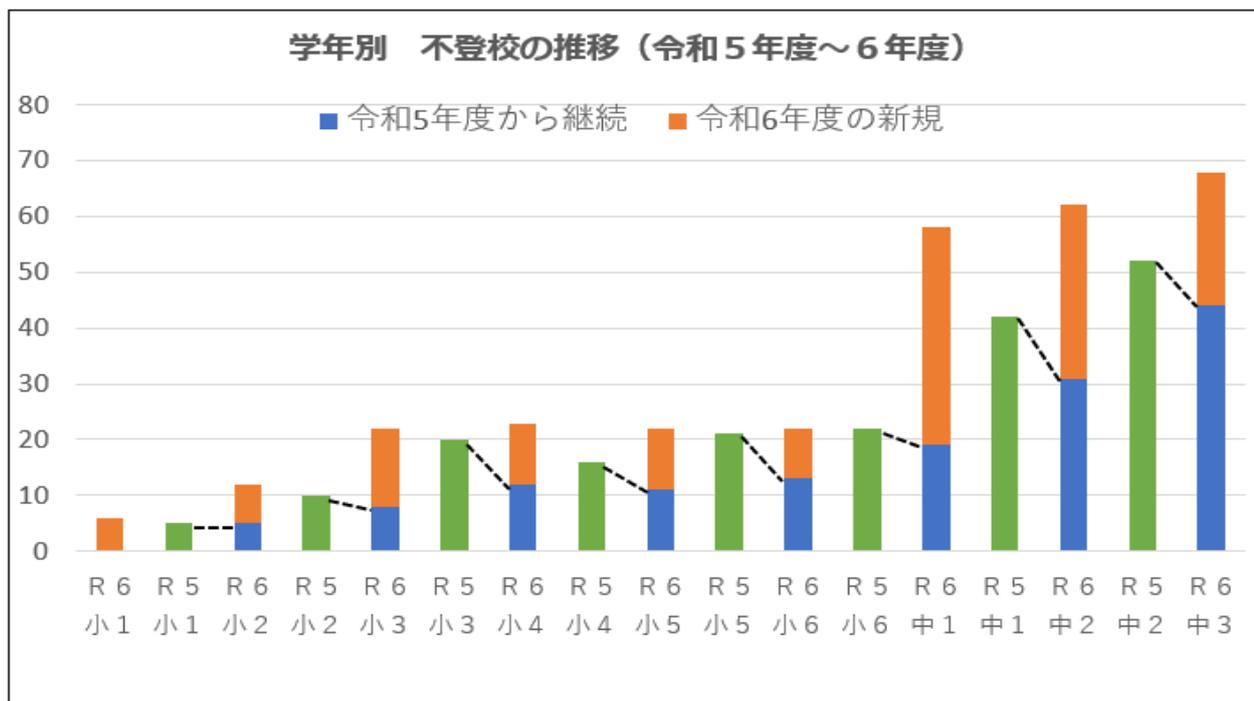
- 不登校の児童生徒数は前年度から60人増加し、計295人でした。不登校の要因としては、当該児童生徒の内面的な課題や家庭環境の課題、学習や人間関係といった学校生活上の課題など、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていると考えられます。
- 令和元年10月の「不登校の児童生徒への支援の在り方について」の文部科学省通知を踏まえ、不登校を問題行動として判断せず、様々な要因や背景によりどの児童生徒にも起こりうるものと捉え、担任だけでなく児童生徒とつながりのある教職員を中心に体制をつくり、家庭や関係機関と連携・協働しながら個々の児童生徒に応じた計画的かつ組織的な対応に努めています。
- 学校は、家庭や関係機関等と連携し、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すことができるような継続的な指導・支援の充実に努めていく必要があります。

■学年別・欠席日数別の不登校の児童生徒数【人数】

区分	学年	不登校の児童・生徒数	欠席日数			
			30日～89日		90日以上	
			人数	割合(%)	人数	割合(%)
小学校	1年生	6	4	3.7%	2	1.9%
	2年生	12	7	6.5%	5	4.7%
	3年生	22	16	15.0%	6	5.6%
	4年生	23	10	9.3%	13	12.1%
	5年生	22	9	8.4%	13	12.1%
	6年生	22	13	12.1%	9	8.4%
	計	107	59	55.1%	48	44.9%
中学校	1年生	58	25	13.3%	33	17.6%
	2年生	62	24	12.8%	38	20.2%
	3年生	68	31	16.5%	37	19.7%
	計	188	80	42.6%	108	57.4%
合計	合計	295	139	47.1%	156	52.9%

- 不登校の児童生徒とともに長期にわたって欠席が続く児童生徒に対して、学校は教育相談コーディネーターを中心に、学級担任や養護教諭、SC、SSW等がチームで支援にあたる体制を整え、各家庭と連携し、当該児童に適した対応はどのような方法かを考え、教育センター等の関係機関と連携しながら個に応じた指導・支援に努めています。
- 不登校の児童生徒への継続的な支援や、その前段階である月に3日程度休み始めた児童生徒への対応・支援も大切です。休み始めの児童生徒が、教室には入れないが学校に来て過ごすことができる居場所として、校内教育支援センターの整備を進めているところです。

■学年別・不登校の児童生徒数【人数】



- 不登校でも、さまざまな支援を受け学校へ通えるようになったり、状況が改善したりする児童生徒が着実にいる一方で、毎年度、新たに不登校になる児童生徒がその数を上回っており、結果として不登校の児童生徒数が増加する状況となっています。
- 不登校の児童生徒数の減少に向けては、学校、とりわけ所属する学級が安全・安心な居場所となっていると児童生徒が実感できる取組を行っていくとともに、どの児童生徒も分かる授業の工夫、個別最適な学びを実現できるような指導・支援、全ての児童生徒の自己肯定感・意欲を培う学校風土の醸成等、新たな不登校の児童生徒が生まれないような「魅力ある学校づくり」の展開が必要不可欠です。

【参考】文部科学省による定義・調査基準

●「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とします。

- 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸倉をつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭めがけて椅子を投げ付けた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押しつけた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、**例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象**としています。

●「いじめ」

「いじめ」とは、「**児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの**」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち、「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

- (注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。
- (注3) 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- (注4) 「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- (注5) けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめの解消（いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改訂）より抜粋）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

●「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、1年間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

- 「病気」とは、「本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む）
- 「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。
- 「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）」です。

■「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由のため登校しない（できない）。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

■「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。